

本店住所・電話・FAX番号

一般競争（指名競争）参加資格申請書変更届（建設工事）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

近畿地方整備局長 殿

「港湾空港関係」に提出する場合は、「副局長」宛

登録部局が複数ある場合は、「別表のとおり」と記載し、別表を添付すること。登録部局が近畿地方整備局のみの場合は、「近畿地方整備局のみ」と記載

認定通知書に記載されている「認定年月日」及び「業者コード(11ケタ)」

登録部局名
登録業種名
資格認定通知書の認定年月日・業者コード
住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

近畿地方整備局
一般土木・建築・維持修繕・プレハブ

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号

〒 540-8586
大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
(株)近畿地整建設
代表取締役 近畿 太郎

セバ ショウ
整備 次郎
000-111-2222

変更等が生じた場合には、速やかに、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」により、変更等の届出をしてください。

下

1. 変更内容

本店住所の変更の場合は、フリガナも記載
※都道府県名については不要

変更届の作成者の氏名・連絡先を記載
氏名にはフリガナも記載

変更後の内容を記載

変更事項	変更前	変更後	変
本店の住所・電話番号・FAX番号	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-1-1 TEL:06-0000-1111 FAX:06-0000-2222	〒540-8586 オオサカシチュウオウクオオテマエ 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 TEL:06-1111-0000 FAX:06-2222-0000	令和〇〇年〇〇月〇〇日

添付書類が
・履歴事項全部証明書
→本店欄「移転」の日
・建設業許可関係の変更届出書
→(第一面)の「変更年月日」

申請日から3ヵ月以内に発行されたもの(写しでも可)

住所変更に伴い、電話・FAX番号の変更が生じた場合は、変更後の電話・FAX番号等も併せて記載すること。
※電話・FAX番号の変更が生じない場合は、「TEL・FAX変更なし」と記載

2. 変更事項にかかる添付書類名

登記事項証明書(履歴事項証明書)

(または建設業許可関係の変更届出書(第一面・第二面)の写し)

<契約中の案件> 近畿地方整備局 〇〇国道事務所 令和〇〇年度〇〇〇〇工事
関東地方整備局 〇〇河川事務所 令和〇〇年度〇〇〇〇工事

〒222-2222
〇〇県〇〇市〇〇〇〇1-1-1
電話番号000-000-0000
行政書士 行政 太郎

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の
- 3 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

契約中の案件がある場合は、発注部局・契約案件名を記載(様式に収まらない場合は、必要事項を記載した別紙(任意)を作成して提出)

記載してください。

行政書士が本書類を作成した場合は、欄外余白に記名等が必要

別表

商号又は名称 : (株)近畿地整建設

登録部局名	登録工事種別	認定年月日	業者コード																		
東北地方整備局	一般土木・建築・維持修繕・プレハブ	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
関東地方整備局	一般土木・建築・維持修繕・プレハブ	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
北陸地方整備局	一般土木・建築・維持修繕・プレハブ	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
中部地方整備局	一般土木・建築・維持修繕・プレハブ	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
近畿地方整備局	一般土木・建築・維持修繕・プレハブ	令和〇〇年〇〇月〇〇日	認定通知書に記載の業者コード(11桁)を記載																		
中国地方整備局	一般土木・建築・維持修繕・プレハブ	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
四国地方整備局	一般土木・建築・維持修繕・プレハブ	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
九州地方整備局	一般土木・建築・維持修繕・プレハブ	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
国土交通省大臣官房官庁営繕部	一般土木・建築	令和〇〇年〇〇月〇〇日	「道路・河川・官庁営繕・公園」関係のみ																		
国土技術政策総合研究所	一般土木・建築・維持修繕・プレハブ	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			

別表に記載できる部局は「全10部局(近畿地方整備局含む)」のみ
 港湾空港関係、他省庁や国土交通省大臣官房会計課、北海道開発局等は、
 別途に変更届の提出が必要になりますので、ご注意ください。